

物価・賃金・生活総合対策本部(第4回)議事次第

令和4年9月9日(金)
10:15～11:00
総理大臣官邸2階大ホール

1. 開会

2. 議事

- ・ 経済・物価の現状と対応策

3. 閉会

資料1:内閣府資料

資料2:農林水産省資料

資料3:経済産業省資料

資料4:内閣府(地方創生推進事務局)資料

資料5:文部科学省資料

資料6:厚生労働省資料

資料7:内閣官房資料

資料8:内閣府資料(「足元の物価高騰に対する追加策等について」)

物価の動向について

令和4年9月9日

内閣府

物価動向について(1)

- ▶ **国際商品市況**：国際商品市況は、本年半ば以降、欧米の金融引締めや中国の防疫措置等を背景に下落がみられるなど不安定な動き（図1）。
- ▶ **円安の影響**：輸入物価は原材料価格上昇と円安進行を要因とした上昇が続く。円安の影響は7月時点で全体の5割程度（図2）。
- ▶ **国内企業物価**：国内企業物価は、石油製品や非鉄金属は上昇が鈍化。一方、電気代等は燃料費調整制度の下で市況の動きを時差を伴って反映するため、当面は上昇する見込み（図3）。
- ▶ **価格転嫁進展の兆し**：2022年以降販売価格DIの上昇に伴って、中小企業においても販売価格と仕入価格の差が縮まり、価格転嫁に進展の兆しがみられる（図4）。

図1 国際商品市況

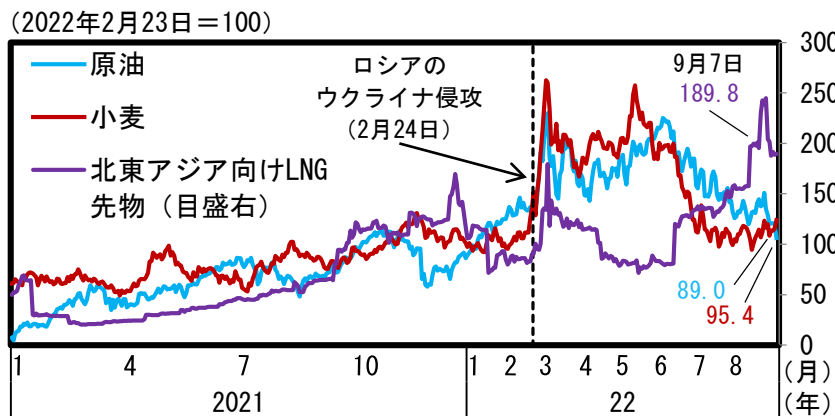


図3 国内企業物価 (主要品目)

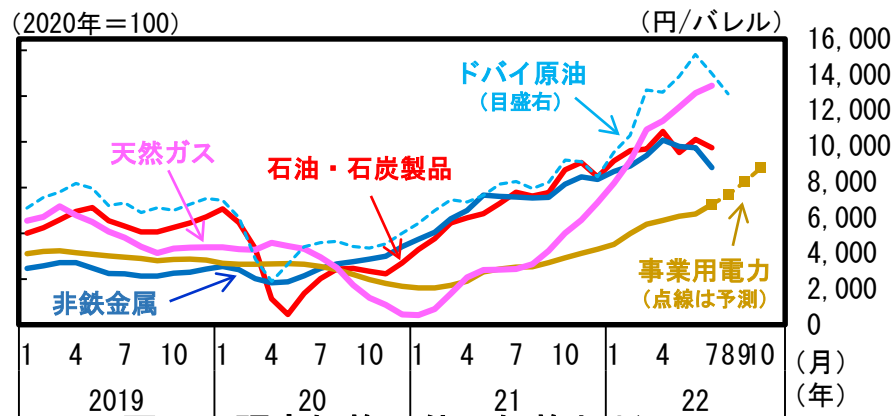


図2 輸入物価指数と円安の影響

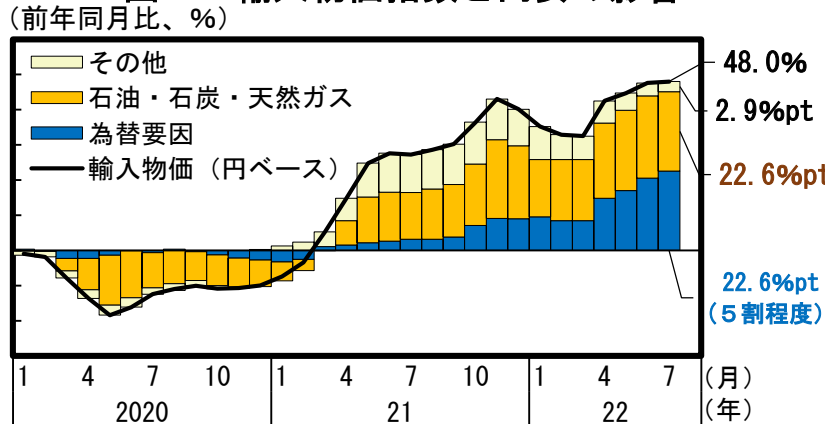
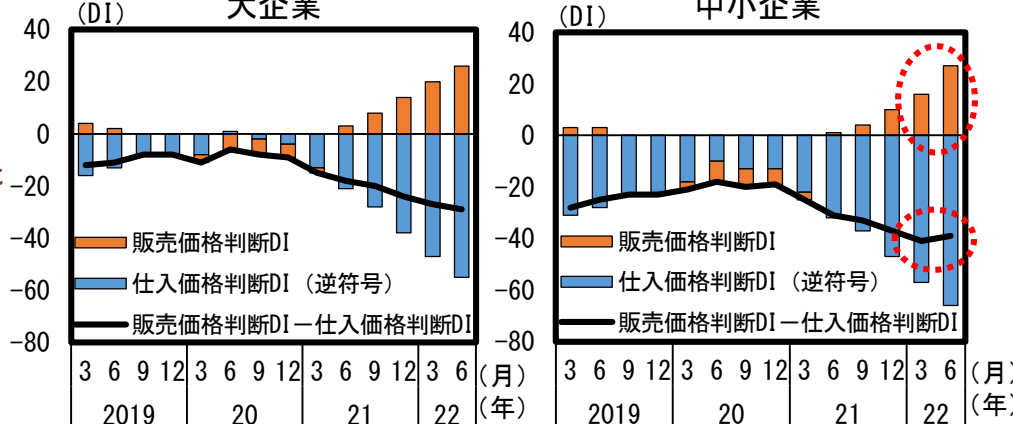


図4 販売価格、仕入価格判断DI



(備考) Bloomberg、日本銀行「企業物価指数」、各種報道資料、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

物価動向について(2)

- **消費者物価の現状**：エネルギーや食料品を中心に7月も前年比+2.6%（総合）と引き続き高い伸び（図1）。
- **消費者物価の今後の動向**：食料品を中心に今後も値上げが予定（図2）。また、今後の物価上昇率について、民間エコノミストは当面2%台で推移した後低下すると予想する一方、家計では1年後に5%以上の上昇を予想する割合が大幅に増加（図3）。

図1 消費者物価

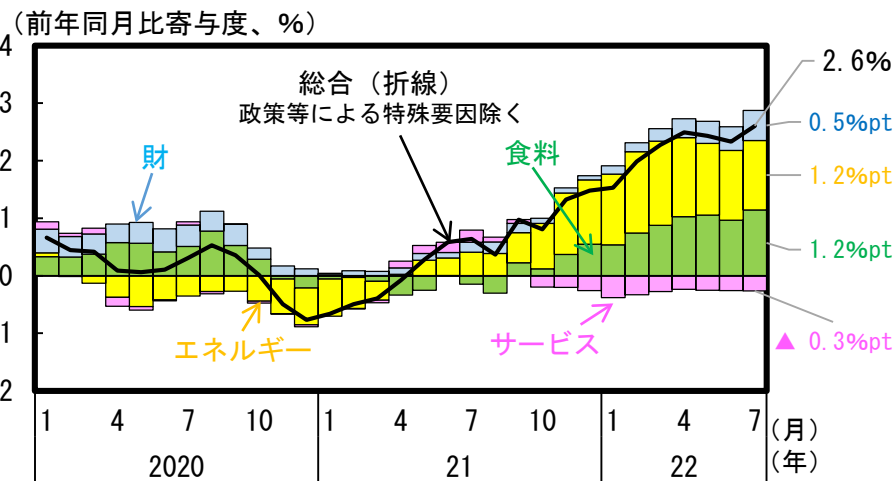
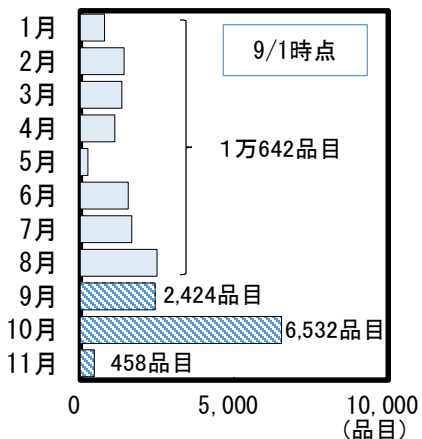


図2 今後の値上げの動向

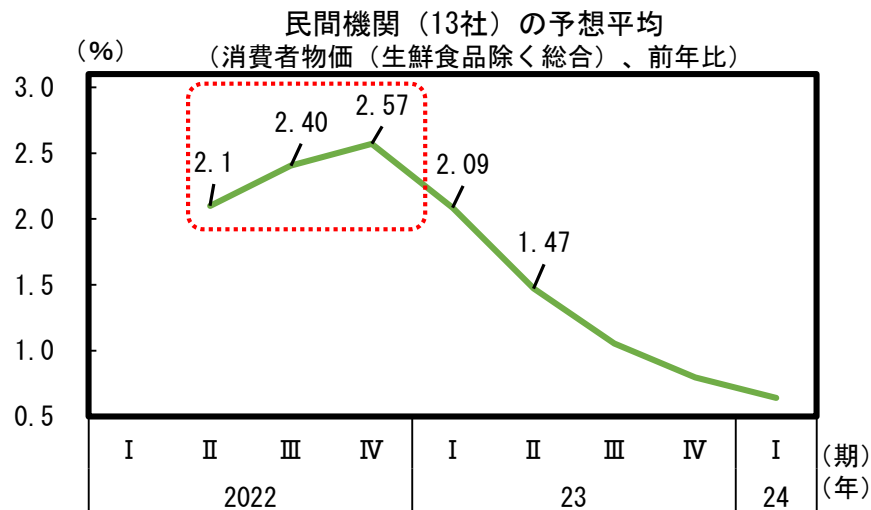
食品企業の値上げ動向（2022年）



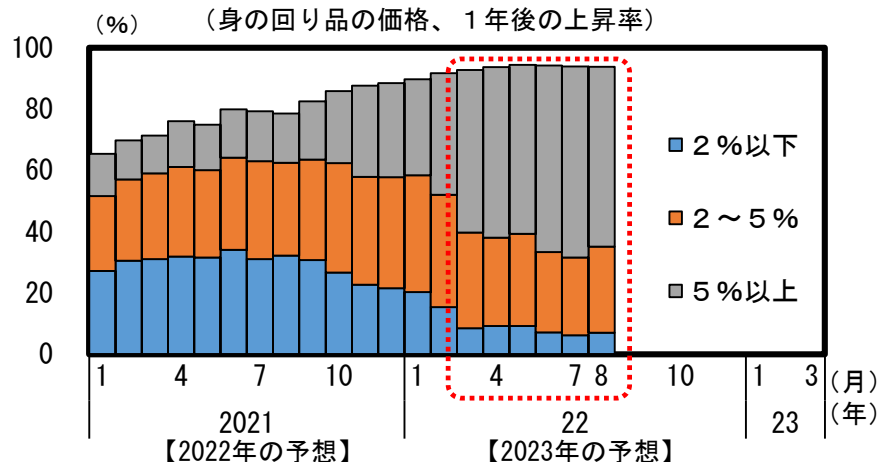
今後の値上げ品目

値上げ品目	時期	値上げ幅(概算)	標準価格の変化(概算)
航空運賃 (燃油サーチャージ)	10月	1万円 (日本→北米)	4万7千円 →5万7千円
チーズ (国産品)	10月	50円(1箱)	400円 →450円
茶飲料	10月	20円(1本)	140円→160円
ハム	10月	10円(12枚)	320円→330円
回転すし	10月	10円(1皿)	110円→120円
マヨネーズ	10月	39円(1本)	436円→475円

図3 家計の物価上昇感の高まり



消費者の物価予想



(備考) 総務省「消費者物価指数」、「小売物価統計調査」、各種報道資料、帝国データバンク「「食品主要105社」価格改定動向調査(9月)」、内閣府「消費動向調査」、各民間機関の経済見通しにより作成。

物価上昇の家計部門への影響

- ▶ **低所得者層で厳しい状況**：コロナ前と比べて可処分所得は増えている一方、消費が減少。その結果、所得のうち消費に向ける割合（平均消費性向）は総じて低下（図1）。
- ▶ **必需品以外の消費の抑制**：物価上昇により、食料・光熱費等の生活必需品への支出がコロナ前を上回る一方、外食・宿泊等への支出はコロナ前を下回り、節約志向の動きがみられる（図2）。幼保無償化や通信料引下げは、低所得者層を中心に支出の減少に寄与。

図1 所得と消費の動向（2022年3～7月平均）

（2019年同期差、%ポイント）

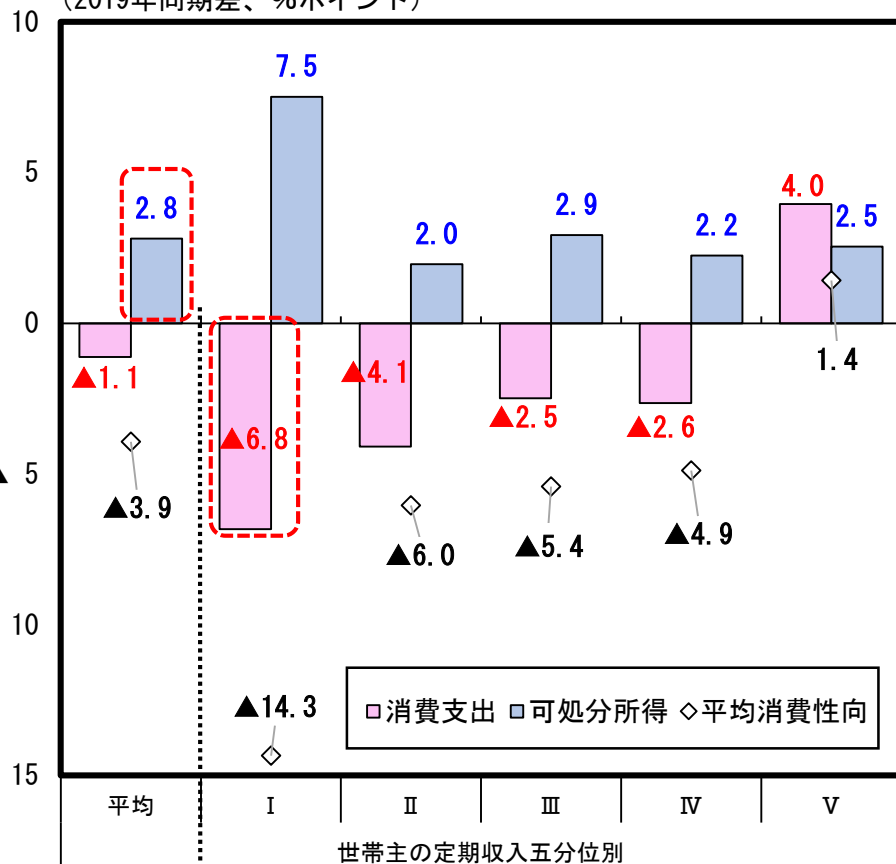
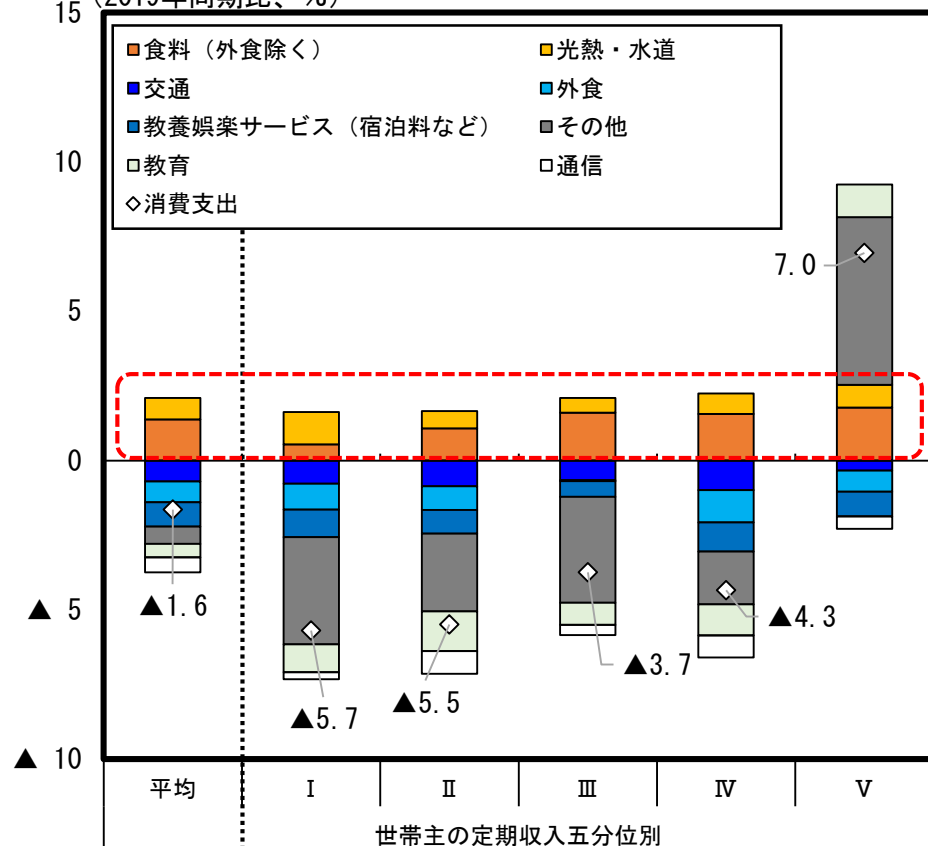


図2 消費支出の要因分解（2022年3～7月平均）

（2019年同期比、%）



（備考） 1. 総務省「家計調査」により作成。二人以上の世帯のうち勤労者世帯。2022年3～7月における各分位の世帯主の定期収入の平均は、第1分位10万円、第2分位26万円、第3分位35万円、第4分位44万円、第5分位66万円。世帯平均は36万円。

2. 図1の可処分所得、消費支出は、2022年3～7月平均の平均消費性向の2019年同期差に対する寄与度。可処分所得は逆符号。

物価上昇の企業部門への影響

- **中小企業の利益は減少**：経常利益は、経済社会活動の正常化が進む中で、円安による押し上げもあり大企業を中心に増加し、過去最高水準に（図1）。価格転嫁が進む鉄鋼や資源高の恩恵を受ける卸売・小売などがけん引した（図2）。ただし、中小企業は原料高の影響もあり減少。好循環の実現に向けて、好調な収益が賃上げや投資拡大につながっていくことが重要。
- **一部業種では原材料高が利益を押し下げ**：原材料価格の高騰により売上原価が増加する一方、売上に十分転嫁できないことから、化学、輸送用機械等の中小企業を中心に収益が悪化（図3）。なお、大企業では、円安に伴う為替差益の発生（営業外収益として計上）などにより利益を確保（図4）。

図1 経常利益

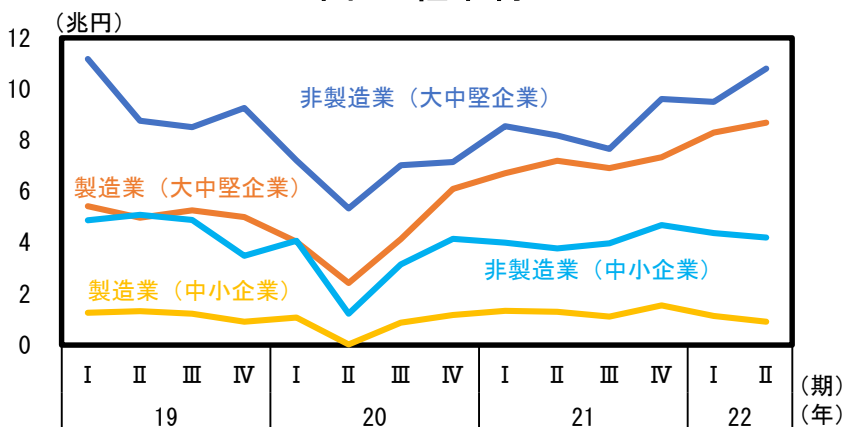


図2 業種別の経常利益（大中堅企業）

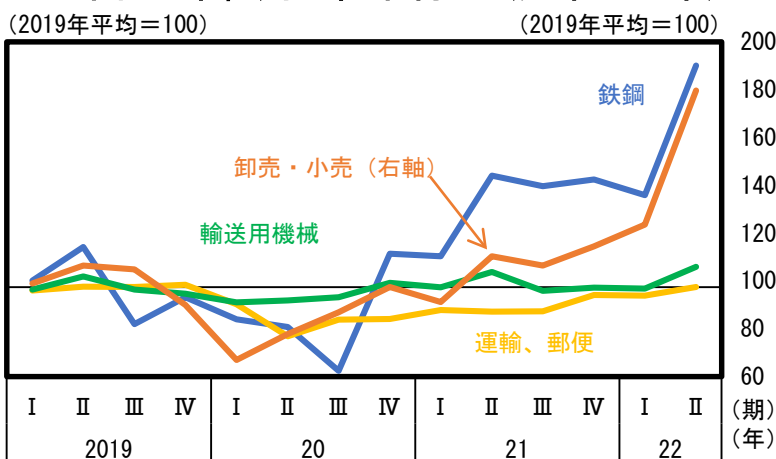


図3 売上、売上原価の変化率と売上総利益率の変化幅
(21年4-6月期から22年4-6月期の変化)

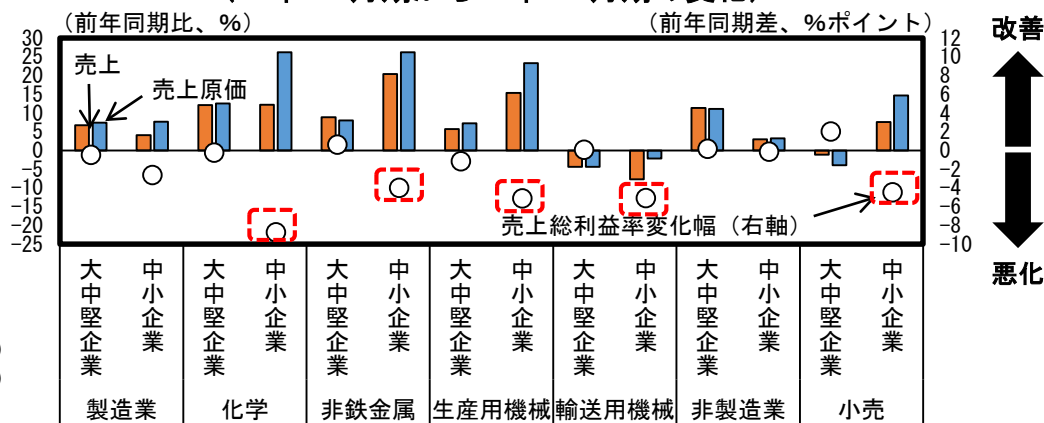
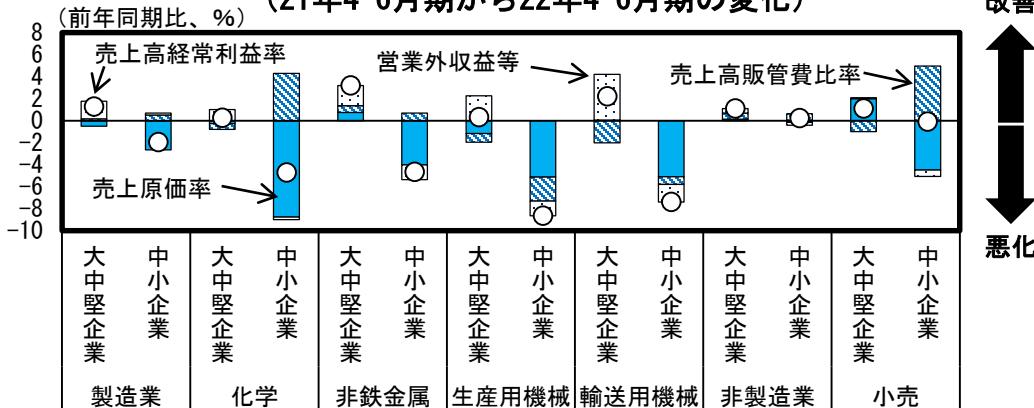


図4 売上高経常利益率の変化幅
(21年4-6月期から22年4-6月期の変化)



(備考) 財務省「法人企業統計季報」により作成。左図は季節調整値。右図は、売上原価率の上昇をマイナス（悪化）方向、低下をプラス（改善）方向で表示。

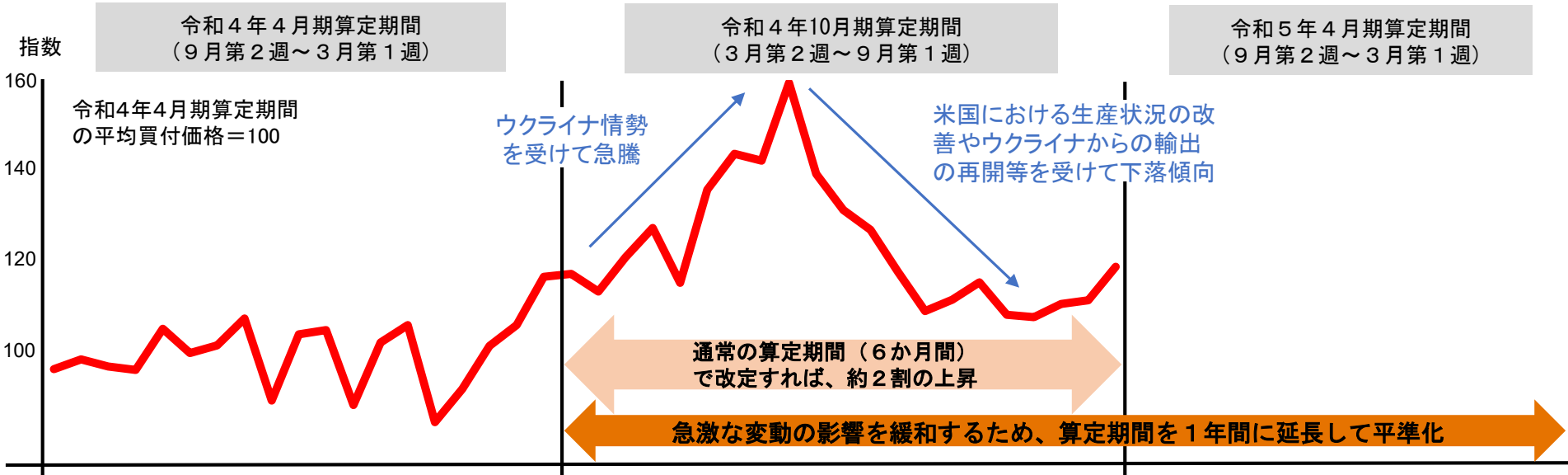
食料品の価格高騰への対応策について

令和4年9月9日

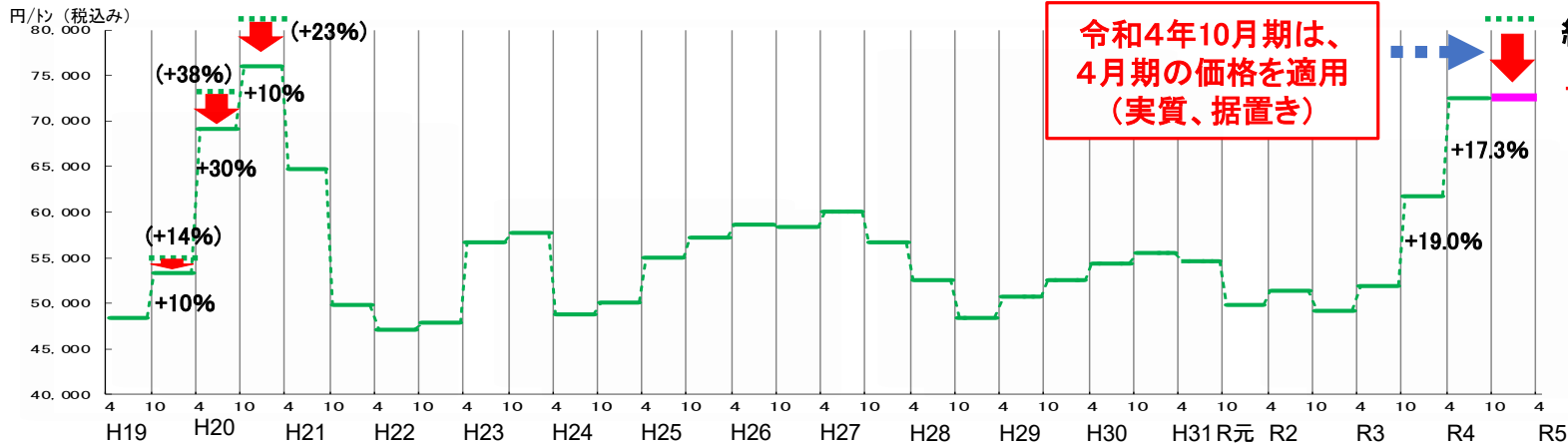
農林水産省

輸入小麦の価格抑制について

- ウクライナ情勢を受け、3月以降、小麦の買付価格は急騰。6月以降は下落し、概ねウクライナ前の水準となったが、10月に通常どおりの改定を行った場合、約2割の上昇となる。
- 小麦の買付価格の急激な変動の影響を緩和するため、今般、緊急措置として、通常6か月間の算定期間を1年間に延長して平準化することとし、その間、令和4年10月期の政府売渡価格は4月期の価格を適用。
- これにより、日常の食生活に欠かせないパンや麺類等の原料となる小麦価格は実質据置きとなる。



○ 政府売渡価格の推移



約2割上昇

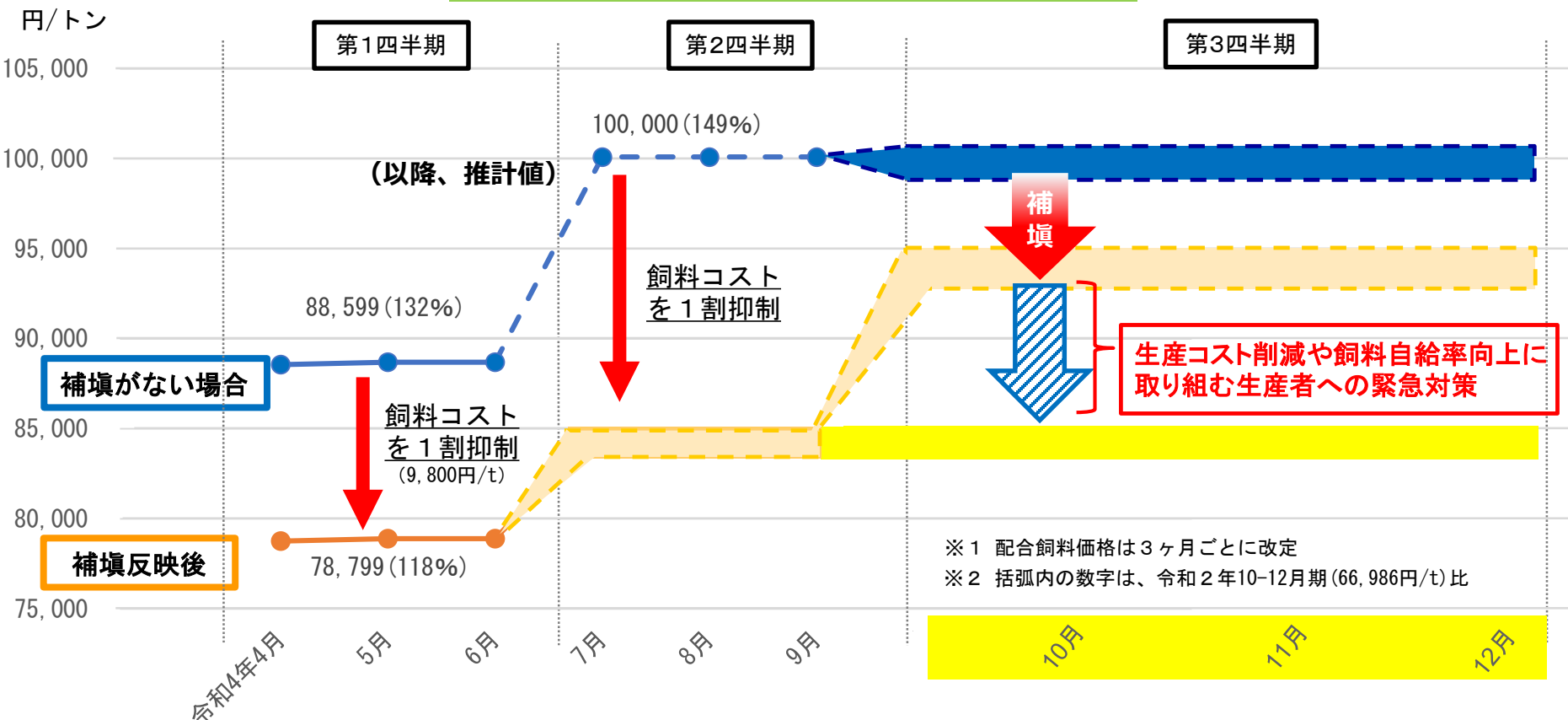
72,530円/t

令和5年4月以降については、令和4年3月以降の1年間の買付価格を元に算定。

飼料価格の高騰対策について

- 配合飼料の高騰対策として、令和3年度補正予算及び4月の総合緊急対策により、異常補填基金への665億円の積増し等を措置し、本年度第1・第2四半期の飼料コストを1割抑制。
- 今後、配合飼料価格が高止まると、基準価格の上昇に伴う補填反映後の飼料コストが急増することを踏まえて、生産コスト削減や飼料自給率の向上に取り組む生産者の飼料コスト上昇分を補填する緊急対策を本年度第3四半期を対象に実施し、実質的な飼料コストを第2四半期と同程度の水準とする。（その後については、畜産セーフティネットの発動状況や配合飼料価格の動向を注視。）

配合飼料価格の推移



※ 輸入粗飼料等の高騰の影響を受け生産コストが上昇している酪農経営については、生産コスト削減や飼料自給率の向上に取り組む生産者に対し、本年4月から乳価改訂が行われる11月の前月までの間を対象に、コスト上昇分の一部を補填。

肥料原料価格の高騰対策について

- 現在の肥料原料価格の上昇を受けて、農産品全般の生産コスト1割削減を目指して、化学肥料2割低減の取組を行う農業者の肥料コスト上昇分の7割を補填する、新たな支援金の仕組みを創設し、予備費において788億円を措置。足元の肥料高騰に伴う生産コスト増を抑制。
- 堆肥や下水汚泥など国内資源の循環利用やドローン等を活用した効率的な施肥等の取組を進めることにより、肥料コストの低減と農業のグリーン化を推進。

肥料価格高騰対策事業の概要

1 支援内容

化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援。

化学肥料低減に向けた取組

- ・ 堆肥の利用、下水汚泥の利用など国内資源の利用
- ・ 局所施肥（側条施肥、ドローンの活用等）の利用
- ・ 土壌診断による施肥設計
- ・ 緑肥作物の利用等を実施。

2 対象となる肥料

本年6月（秋肥）から来年春肥が対象。

3 今後のスケジュール（予定）

8月～

事業内容の周知

10月～

農業者からの申請受付（受付準備ができた地域から順次）

12月頃～

農業者への支援金の交付（支払準備ができた地域から順次）

化学肥料低減に向けた取組(例)

・ 国内資源の活用

国内には堆肥や下水汚泥などの肥料として活用可能な資源が存在。これらの資源の有効活用を進めることで化学肥料の使用量を低減。



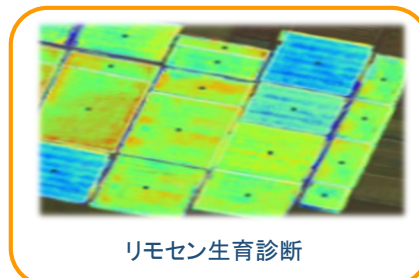
堆肥施用



下水汚泥肥料

・ スマート農業による効率的な施肥

一律に肥料を散布するのではなくリモートセンシングによる生育診断に基づき、ドローンで肥料の散布量を調整する等の効率的な施肥により化学肥料の使用量を低減。



リモセン生育診断

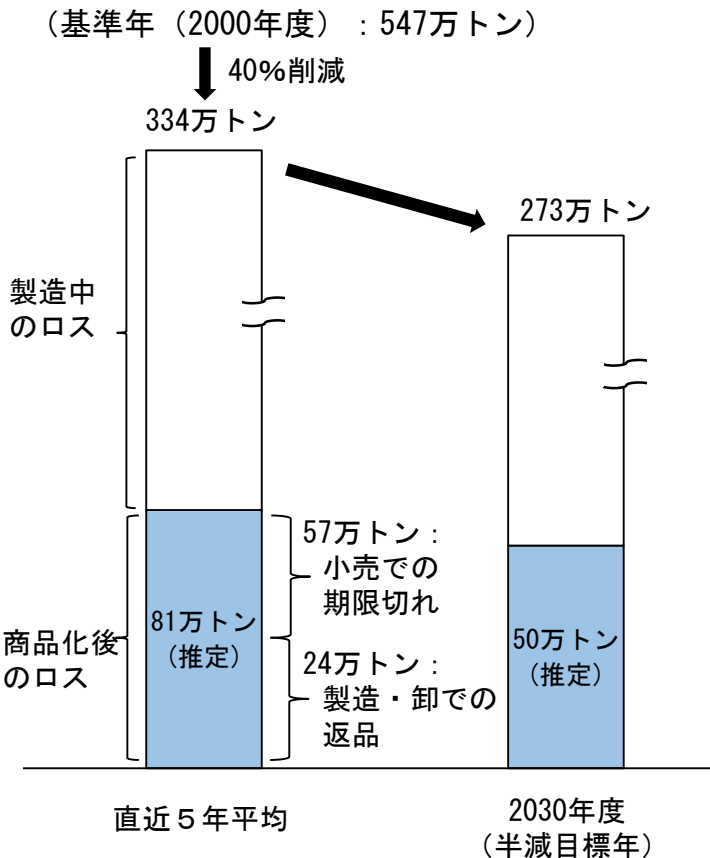


ドローン追肥

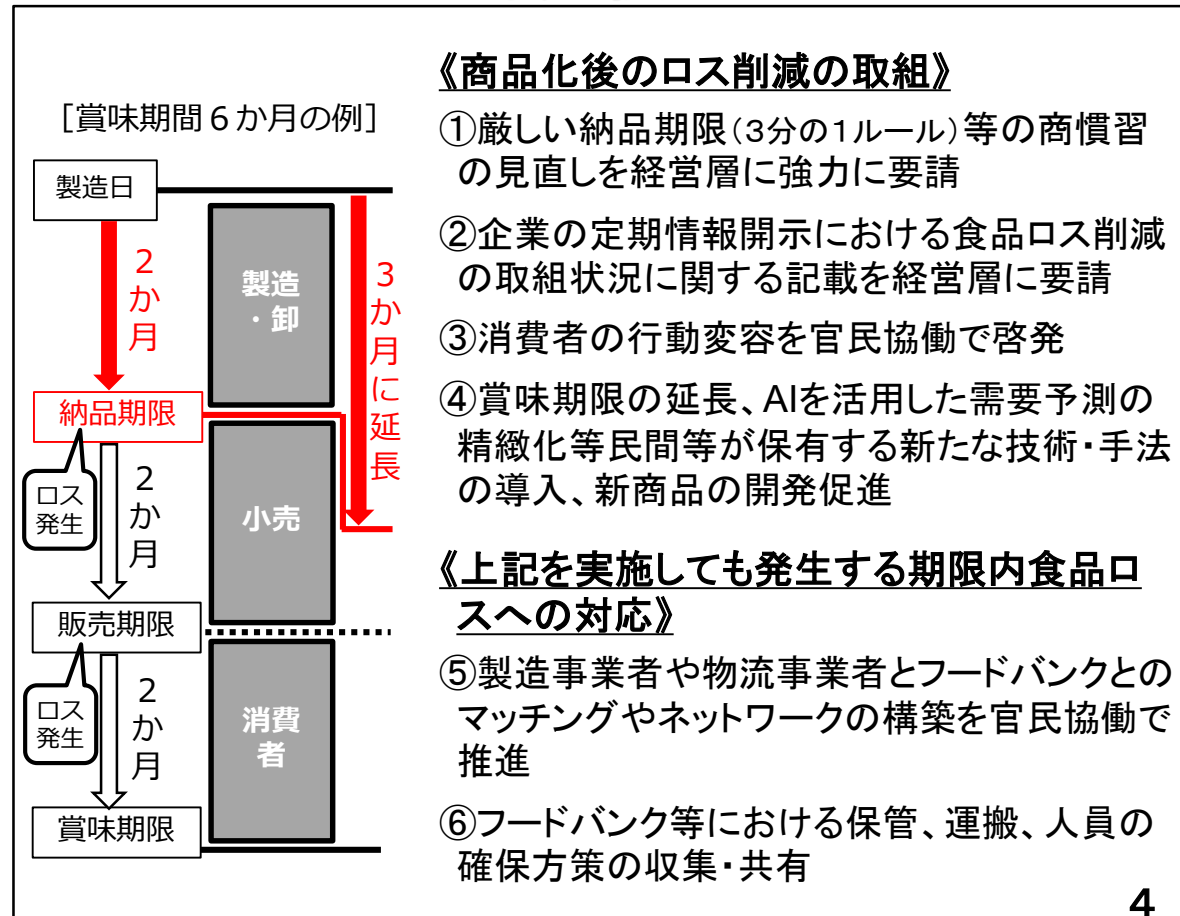
期限内食品ロス最小化対策の強化について

- 10月の食品ロス削減月間を中心に、特に期限内食品のロスに関して、以下の取組を経営層に強力に要請し、食品の製造、流通、販売コストを抑制する。
 - ① 厳しい納品期限（3分の1ルール）等の商慣習の見直し
 - ② 企業の定期情報開示における食品ロス削減の取組状況に関する記載
- それでも発生する賞味期限内食品については、フードバンクや子ども食堂への寄附が進むよう企業とフードバンクとのマッチングやネットワークの構築を官民協働で推進し、生活困窮者支援にも貢献。

〔事業系の食品ロス〕



対策の強化



エネルギー価格高騰への対応及び 価格転嫁対策等について

2022年9月9日

経済産業省

激変緩和事業の見直し

- 足元の原油価格の動向や、激変緩和事業の実施状況を踏まえて、**12月末まで延長することで、燃料油価格の抑制を継続**する。

事業期間

- **期間は当面、12月末まで**とし、1月以降については原油価格の動向を踏まえて判断

基準価格

- 基準価格は、**168円を維持する**。

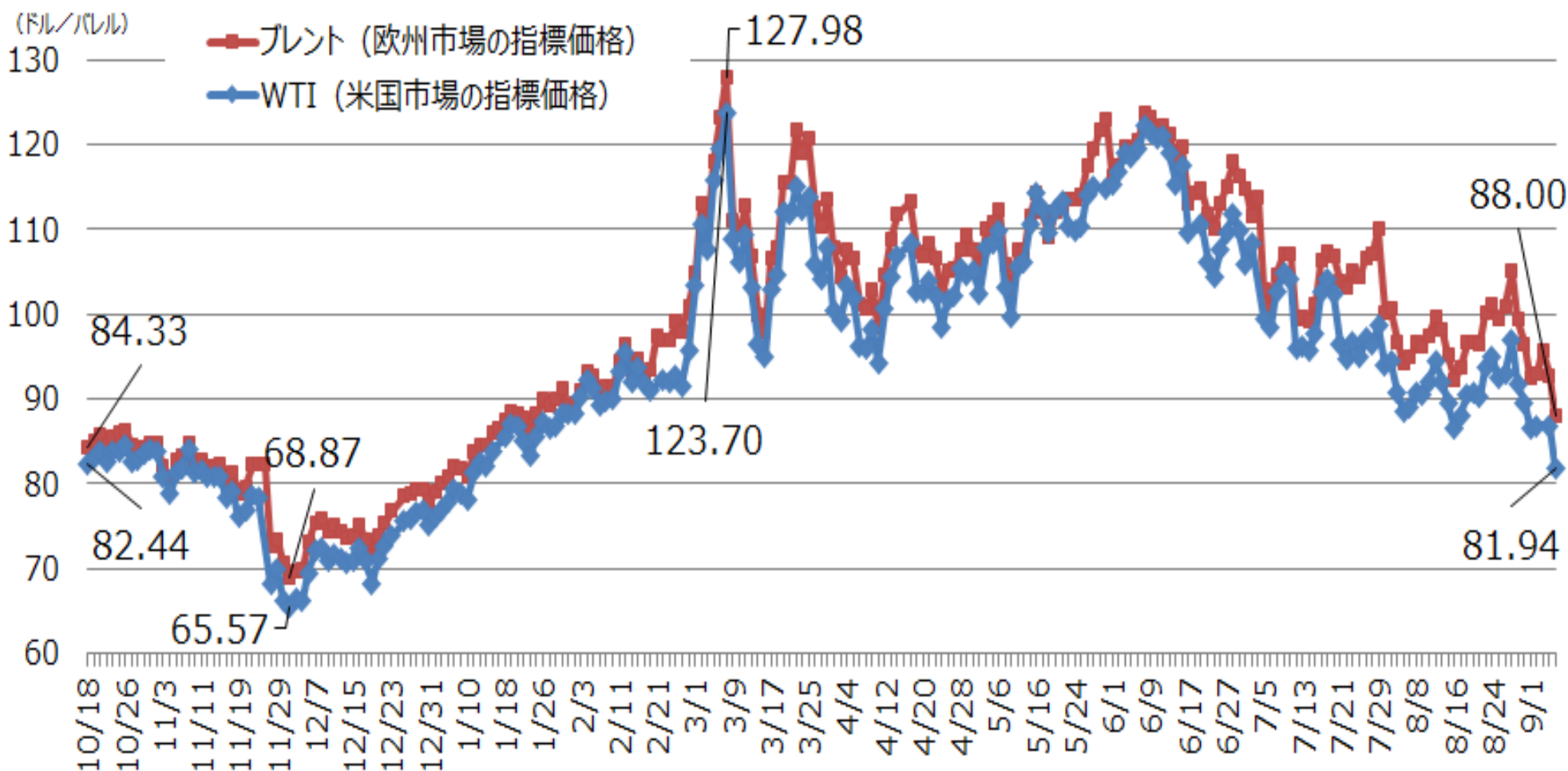
補助上限額

- 足元の原油価格の水準を踏まえつつ、**本年末までガソリン価格等の抑制を継続**する。
- 補助上限のあり方については、原油価格の動向を見極めながら引き続き検討する。

(参考) 最近の原油価格動向

- 2022年3月7日には一時的に130ドルを突破。その後、現在は100ドル/バレル付近を推移。
- OPECプラス閣僚会合の増産ペースは、6月までは日量約43万バレル、7月及び8月は日量約65万バレル、9月は日量10万バレルの増産を維持。10月は日量10万バレルの減産を決定。
- ロシア・ウクライナの和平交渉の動向や中国等の需要の動向を注視する必要あり。

昨年後半からの原油価格の動向



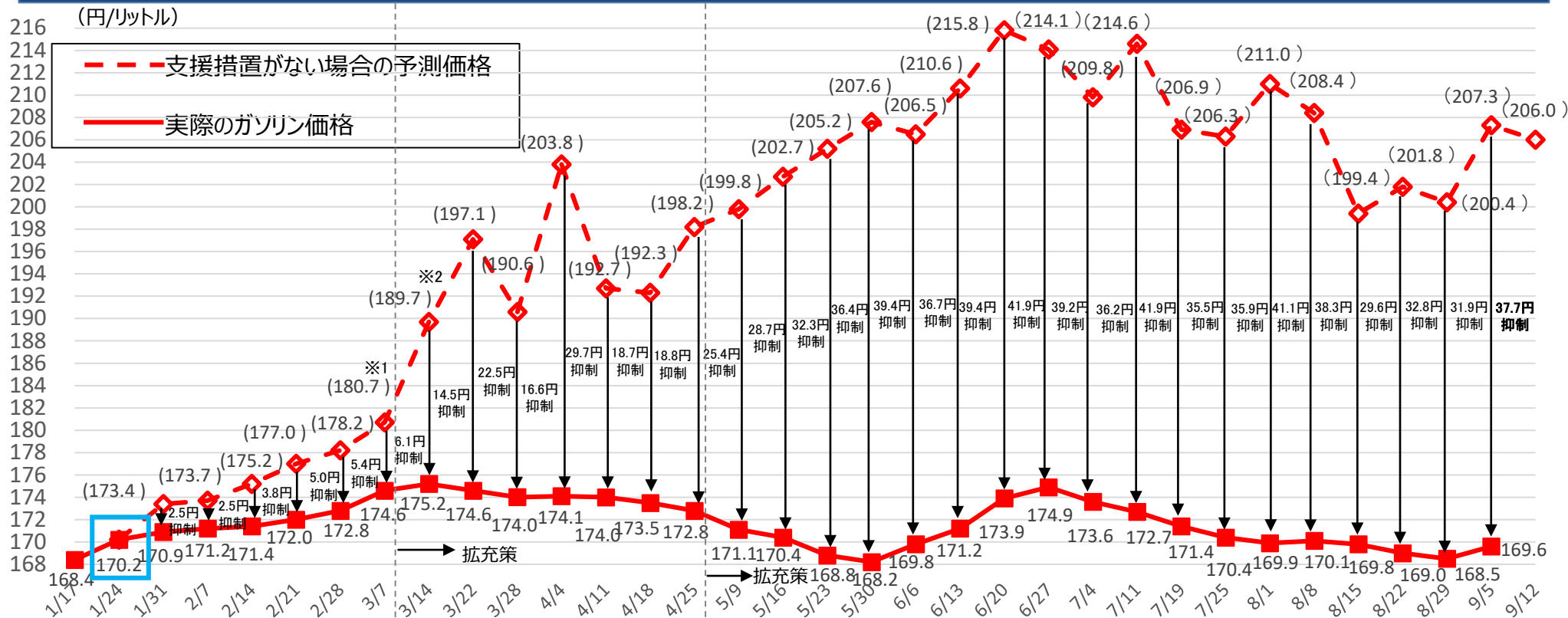
(参考) 激変緩和事業の推移

支給対象 期間	1月27日～ 3月9日	3月10日～ 4月27日	4月28日～9月末
補助上限額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても1/2を支援
基準価格	170円 (4週ごとに1円 切り上げ)	172円	168円 (一定期間経過後、見直しを検討)
対象油種	ガソリン 軽油 灯油 重油		ガソリン 軽油 灯油 重油 航空機燃料
予算	令和3年度補正予算等： 893億円 令和3年度予備費： 3,500億円		令和4年度予備費： 2,774億円 令和4年度補正予算： 1兆1,655億円

(参考) ガソリン全国平均価格への激変緩和事業の効果

- 原油価格の高騰を受け、燃料油価格の激変緩和事業を今年1月から実施。4月26日に取りまとめた「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、**支給の上限を25円から35円とし、更なる超過分についても1/2を支援し、基準価格をガソリン全国平均価格168円に引き下げるなど、累次にわたり支援を拡充。**
- **1月下旬以降、ガソリン全国平均価格は、170円前後で推移。**

レギュラーガソリン・全国平均価格



※1: 1/31~3/7の予測価格の算出方法は、
(1/24の価格調査結果) + (原油価格変動分を累積したもの)

※2: 3/14以降の予測価格の算出方法は、拡充策に伴い
(毎週の価格調査結果) + (前週の支給額) + (原油価格の変動分)

この冬の電力の安定供給に向けた取組

- この冬の電力需給は、厳しい見通しではあるものの、火力発電所の復旧の前倒しや原子力発電所の稼働により、改善しつつある。
- この冬には再稼働済み10基のうち、最大9基の原子力発電所の稼働を確保できるよう取り組むとともに、休止中の火力発電所の再稼働を促すなど、最大限の供給力確保に向けて万全の取組を進めていく。

<10年に1度の厳寒を想定した需要に対する予備率>
(6月時点)

	12月	1月	2月	3月
北海道	12.6%	6.0%	6.1%	12.3%
東北	7.8%	1.5%	1.6%	
東京		1.9%	3.4%	
中部				
北陸				
関西	10.1%			
中国				
四国				
九州				
沖縄	45.4%	39.1%	40.8%	65.3%



【火力や原子力の復旧】

- ・新地2号機（福島・火力）の復旧前倒し（来年3月末→来年1月中旬）
- ・高浜3号機（福井・原発）の復旧（7月24日）
- ・公募による休止電源の稼働

→ これらを織り込んだ場合の1月の予備率

東京エリア(1.5%) → 3~4%程度

西日本エリア(1.9%) → 4~5%程度

※石炭ガス化複合発電プラント（IGCC）や試運転中の電源が稼働できれば、東京エリアでさらに予備率4%程度相当の改善が見込まれる。

地方創生臨時交付金を活用した電気料金対策

- 400を超える自治体から、700以上の電気料金負担軽減策の事業が提出されている。
- 今後、こうした取組を、全国で横展開していくことが重要。

企業向けの例

気仙沼市 高圧電力利用事業者電気料金支援金【1.3億円】

- ✓ 事業者に対し、高圧又は特別高圧の電力供給を受けている市内の事業用施設における本年4月分から本年6月分までの3か月分の使用電力量の合計 (kWh) × 2円を交付。交付上限額50万円。

大泉町 事業所電気・ガス料金補助金【0.4億円】

- ✓ 法人または個人事業主に対し、町内の事業所等において対象者が支払った本年4月分以降の電気・ガス料金合算額の2分の1を補助。補助上限額3万円。

平塚市 電気料高騰緊急支援補助金【2.4億円】

- ✓ 昨年度の市内事業所の電気使用量の合計が10万kWh以上であること等を条件に、令和4年以降の任意の連続する3ヶ月間と前年同時期の電気料金との差額を通年に換算した額の2分の1を補助。補助上限額100万円。

岐阜県 原油高・物価高騰における地場産業支援金【8.5億円】

- ✓ 電気料金等が上昇している地場産業を営む中小法人・個人事業者等に、1事業者あたり10万円支給。

日野市 ものづくり事業者電気料金支援補助金【0.6億円】

- ✓ ものづくり事業者に対し、100万円を上限に、令和4年4月～6月の電気代の10%を補助。

一戸町 農業生産費高騰対策事業費補助金【0.7億円】

- ✓ 農業者に対して、昨年中に支出した農業生産費のうち肥料費、飼料費及び動力光熱費の合計額に高騰割合として7%を乗じた額の2分の1を補助。補助上限額175万円。

個人向けの例

福島県 原油価格高騰等による生活困窮者への緊急支援【4.9億円】

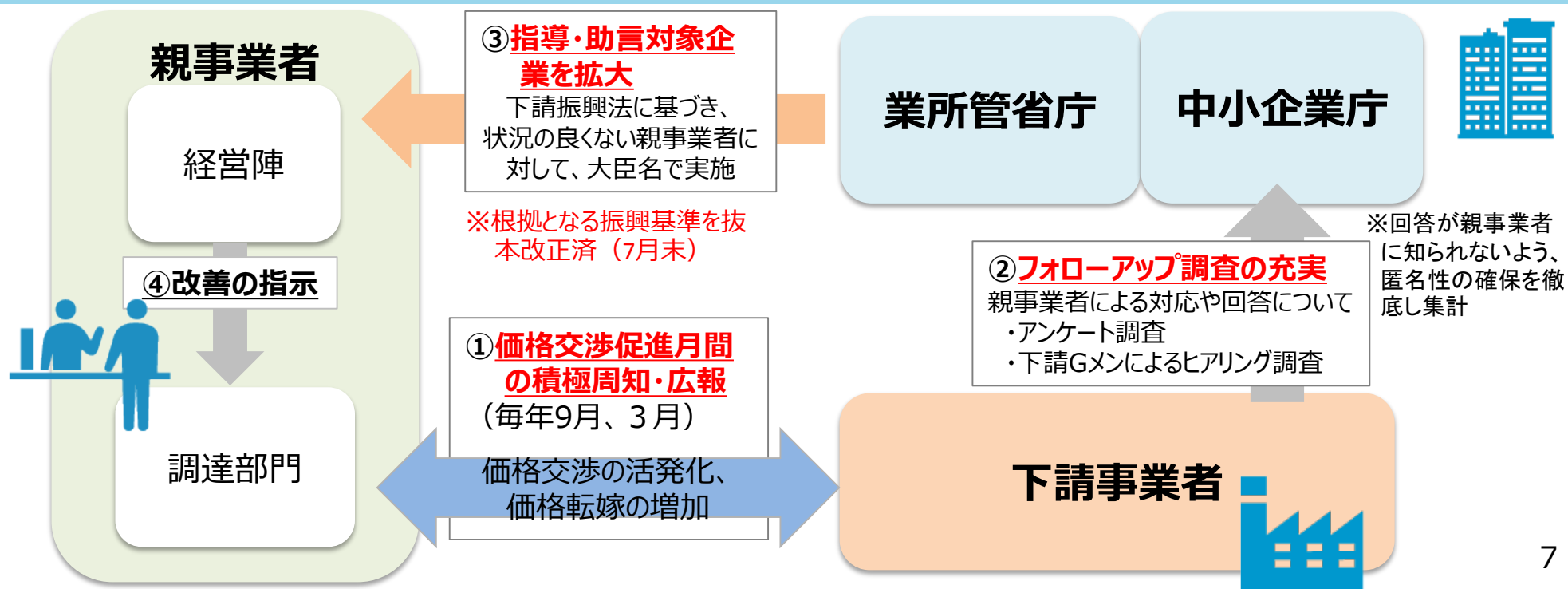
- ✓ 原油価格や物価高騰による生活困窮世帯への影響を緩和するため、光熱費等を支援する市町村に対して補助を行う。

松本市 生活困窮等世帯向け電気代補助【1.8億円】

- ✓ 生活困窮等世帯に対して、1世帯当たり、電気料金の上昇分約6ヵ月分として1万円支給。

価格交渉促進月間の実施と改善のサイクル強化

- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、実際に交渉や転嫁が出来たか、下請事業者からのフォローアップ調査を実施。
※大企業の取引先中心に年2回・計30万社へアンケート票を送付→ 数年で大企業取引先に対する調査が一巡する予定。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、評価が芳しくない親事業者に対し、本年2月に初めて、業所管の大臣名で、指導・助言を実施。指導・助言を受けた経営陣の認識が改まり、調達部門に改善指示する例も。
- 今回は、積極広報・周知により実効性を向上し、フォローアップ調査を充実させるとともに、7月に抜本改正した下請振興基準を活用し、指導・助言の対象企業を拡大する。
- 実施と改善サイクルの強化で、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。



価格交渉促進月間（9月）の周知・広報

- 価格交渉促進月間(9月)の開始にあたり、岸田総理・西村経産大臣より価格転嫁・価格交渉を動画で呼びかけ。また、約1600の業界団体へ経産大臣名の周知文書を送付。
- 今後、取引実態把握のためのアンケート（15万社）や下請Gメンによるヒアリングを強化。

<岸田総理による呼びかけ動画>



https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20220829message.html

<西村経産大臣による呼びかけ動画>



<相談窓口>
下請かけこみ寺
0120-418-618

https://twitter.com/meti_NIPPON/status/1564215686477787140?cxt=HHwWiMDRiaP4mrUrAAAA

<9月の価格交渉促進月間ポスター>



取引先と価格協議を行い、適切な価格転嫁を実現しましょう!

近年のエネルギーコスト、原材料、労務費の上昇や、ロシアウクライナ情勢、急激な円安進行により、製造業を中心とした、企業における価格転嫁の重要性が高まっています。月間終了後に中小企業に対して実施した調査では、価格転嫁ができた割合として、「3割~1割以下」との回答が多く「全く価格転嫁できない」とする回答が約2割存在しており、価格転嫁が難しい状況にあることがわかりました。中小企業では、この状況を解決するため、サプライチェーン全体でコストアップを分担し、買上げにも協力しよう。政府をあげて価格交渉・価格転嫁をサポートしています。今回の月間終了後にも、中小企業に対して、価格転嫁に関する調査を実施する予定ですので、調査依頼のあった中小企業においては、積極的に調査への回答をお願いします。

適正取引講習会 (法人・個人・団体 無料)

企業間の取引慣習を改善するため、下請けについて正しい取引方法を学び、価格転嫁のノウハウや交渉が、実際に企業へ向けても実施されています。1つとことろから始める「オンライン講習会」も実施されています。

申し込み: <https://www.meti.go.jp/price/>

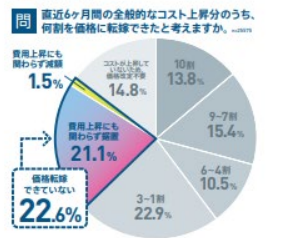
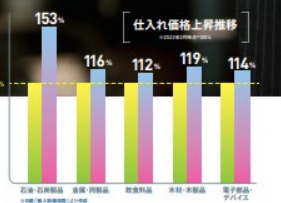
申し込み先: <https://www.meti.go.jp/price/>

下請かけこみ寺 (法人・個人・団体 無料)

企業間の取引慣習を改善するため、下請けについて正しい取引方法を学び、価格転嫁のノウハウや交渉が、実際に企業へ向けても実施されています。1つとことろから始める「オンライン講習会」も実施されています。

申し込み: <https://www.meti.go.jp/price/>

申し込み先: <https://www.meti.go.jp/price/>



9月は価格交渉促進月間です。

政府では「価格交渉促進月間」を設定し、中小企業による取引先への価格転嫁をサポートしています。

事業再構築補助金「最低賃金枠」の要件緩和について

- 今年の過去最大の最低賃金引上げや原油・物価高騰を踏まえ、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者の再構築を強力に支援するため、売上高又は付加価値額の減少要件を緩和する。
- 第8回公募（今年10月上旬公募開始予定）より導入。

<事業再構築補助金> 予算額:1兆8,608億円※R2年度補正:1兆1,485億円、R3年度補正:6,123億円、R4年度予備費:1,000億円

【最低賃金枠における要件緩和】※第8回公募（今年10月上旬公募開始予定）より開始

現行 コロナ前に比べて売上高30%以上減少又は付加価値額45%以上減少



改正後 コロナ前に比べて売上高10%以上減少又は付加価値額15%以上減少

【制度概要】

- 新たな事業分野への進出・業態転換等を支援。
- 宿泊業・飲食サービス業、卸売・小売業への交付が全体の3～4割。
- 最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援するため、「最低賃金枠」を昨年より導入。
（3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いることを満たす事業者が対象）

<申請枠>

類型	通常枠	回復再生 応援枠	最低 賃金枠	大規模 賃金 引上枠	緊急 対策枠	グリーン 成長枠
補助 上限	8,000万 円	1,500万 円	1,500万 円	1億円	4,000万 円	中小1億 円 中堅1.5億 円
補助率 (原則)	2/3	3/4	3/4	2/3	3/4	1/2

**電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化)**

令和4年9月9日

内閣府

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する自治体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設する。

- 予算額: 6,000億円(コロナ・物価予備費 追加額4,000億円+既定予算2,000億円)
- 交付対象: 都道府県及び市町村
- 対象事業: 効果的と考えられる推奨事業メニュー(別紙)を地方自治体に示す。
- 算定方法: 人口や物価上昇率等を基礎として算定

○ 第3回物価・賃金・生活総合対策本部(8月15日)における岸田総理発言

そして第3の指示ですが、本日議論した地域の実情に応じたきめ細やかな支援を更に展開すべく、岡田地方創生大臣には、1兆円の地方創生臨時交付金を増額するよう指示いたします。寺田総務大臣と連携して、物価高騰対応により重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化してください。

今、申し述べた3点の施策を中心として、概算要求後速やかに、9月上旬を目途に、この本部において追加策を取りまとめます。新たな財源措置を伴うものについては、コロナ・物価予備費を機動的に活用し、国民の皆さんに迅速にお届けします。

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(仮称)として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援や、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

⑦ 中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援

中小企業に対するエネルギー価格高騰の影響緩和や省エネ・賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)に対するエネルギー価格高騰の影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、コロナ禍にあっての事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

物価高騰等に対応した学校給食費の 保護者負担軽減に向けた取組状況について

令和4年9月9日
文部科学大臣提出資料



文部科学省

◆コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を受け、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により創設された「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」等を活用した各自治体における学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況

(令和4年7月29日時点・自治体数には事務組合を含む)

- ・実施又は実施を予定している自治体は、1,491自治体(83.2%)
- ・実施を予定していない自治体のうち給食費の値上げを行う予定がない284自治体との合計は、1,775自治体(99.0%)

実施・予定状況	回答数 (割合)	うち臨時交付金の活用 (割合)
実施している	679 (37.9%)	372 (54.8%) ^{※1}
実施を予定している	812 (45.3%)	781 (96.2%) ^{※2}
計	1,491 (83.2%)	1,153 (77.3%)
実施を予定していない	302 (16.8%) ^{※3}	—

※1 既存の地方創生臨時交付金を活用し、実施している自治体数。

※2 地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用予定の自治体数。

※3 現時点では、学校給食費の値上げを行う予定がない284自治体を含む。

【参考】自己財源等で実施している307自治体のうち、32自治体が、今後、地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の活用を予定。

今後、学校給食費の保護者負担軽減等に向けた取組の状況を周知すること等により、自治体の取組を促していく。

厚生労働大臣提出資料

令和4年9月9日

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域別最低賃金の決定について

- 8月2日、中央最低賃金審議会において、令和4年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
- 令和4年度の目安額は、全国加重平均で31円の引上げで、昭和53年に目安制度が始まって以降最高額。
- この目安額を踏まえ、8月23日までにすべての都道府県の地方最低賃金審議会が改定額を答申。47都道府県のうち、**22道県で目安額を上回る引上げ**となり、全国加重平均で961円となった。また、**最高額（1,072円）に対する最低額（853円）の比率**は、79.6%（昨年度78.8%）となり、**8年連続改善**。

都道府県名	最低賃金時間額 【円】	引上げ額 【円】	目安差額
北海道	920	31	+1
青森	853	31	+1
岩手	854	33	+3
宮城	883	30	±0
秋田	853	31	+1
山形	854	32	+2
福島	858	30	±0
茨城	911	32	+1
栃木	913	31	±0
群馬	895	30	±0
埼玉	987	31	±0
千葉	984	31	±0
東京都	1072	31	±0
神奈川県	1071	31	±0
新潟	890	31	+1
富山	908	31	±0
石川	891	30	±0
福井	888	30	±0
山梨	898	32	+1
長野	908	31	±0
岐阜	910	30	±0
静岡	944	31	±0
愛知	986	31	±0
三重	933	31	±0

都道府県名	最低賃金時間額 【円】	引上げ額 【円】	目安差額
滋賀	927	31	±0
京都	968	31	±0
大阪	1023	31	±0
兵庫	960	32	+1
奈良	896	30	±0
和歌山	889	30	±0
鳥取	854	33	+3
島根	857	33	+3
岡山	892	30	±0
広島	930	31	±0
山口	888	31	+1
徳島	855	31	+1
香川	878	30	±0
愛媛	853	32	+2
高知	853	33	+3
福岡	900	30	±0
佐賀	853	32	+2
長崎	853	32	+2
熊本	853	32	+2
大分	854	32	+2
宮崎	853	32	+2
鹿児島	853	32	+2
沖縄	853	33	+3
全国 加重平均額	961	31	

業務改善助成金の拡充について

中央最低賃金審議会答申（令和4年8月2日）を踏まえ、9月1日より以下の事業者を対象とした支援を拡充した。

- ・ 原材料費等の高騰の影響を受けている事業者
- ・ 最低賃金が相対的に低い地域の事業者

業務改善助成金の概要

事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



【対象事業場】

- 以下の2つの要件をすべて満たす事業場
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
 - ・ 事業場規模100人以下

助成対象の例

- 設備投資** ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- コンサルティング** ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- その他** ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

主な拡充内容

①これまで特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、**原材料費等の高騰の影響を受けている事業者にも拡充・設備の範囲を拡充**（赤字が今回の拡充内容）。

②助成率について、**最低賃金が相対的に低い地域の事業者に対しては引上げ**（赤字が今回の拡充内容）。

通常コース

コロナ禍で特に業況が厳しい事業者・**原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者**に限り、自動車、PC等を対象として認める。
・乗車定員7人以上又は200万円以下の乗用自動車及び貨物自動車等
・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入

特例コース

コロナ禍で特に業況が厳しい事業者・**原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が5%ポイント以上低下した事業者**を対象に、生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）も助成対象として認める。

通常コース

870円未満	870円以上 920円未満	920円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例コース

920円未満	920円以上
4/5	3/4

※ 上記のほか、引き上げ労働者数及び賃金引上げ幅に応じ、助成上限額あり。

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金について

令和4年9月9日

内閣官房

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、1世帯当たり5万円をプッシュ型で支給する。

1. 対象者

- ① 住民税非課税世帯(令和4年度分) ⇒ 市町村から対象世帯を抽出し、確認書を送付する「プッシュ型」で実施
※ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ② ①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯) ⇒ 申請方式

2. 給付額

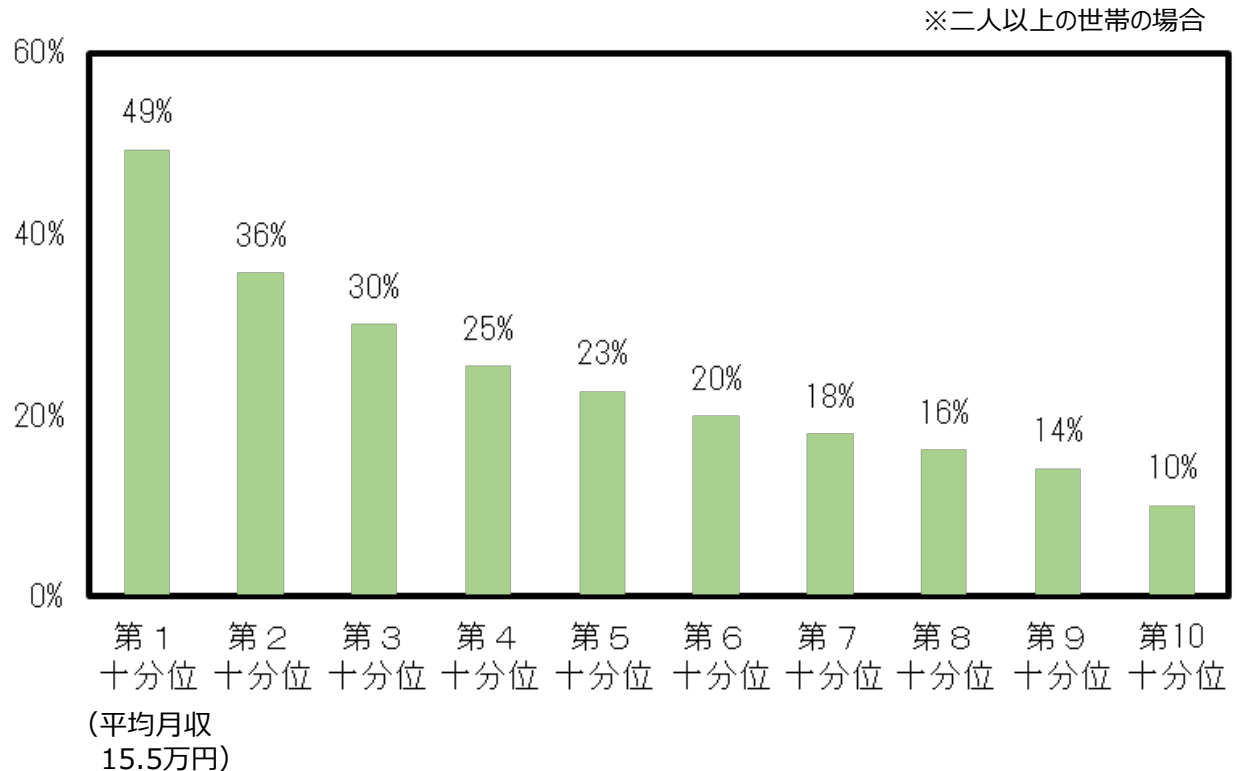
1世帯当たり5万円

※ 低所得世帯の電力・ガス・食料等価格高騰相当分(毎月約5千円)の6か月分を十分に上回る金額を支給

3. 実施主体

市町村(特別区を含む)

(参考) 電力・ガス・食料品等が収入に占める割合



(出所) 総務省「消費者物価指数(7月)」「全国家計構造調査(2019年)」により作成

- 世界的な物価高騰の中で国民生活や事業活動を守るため、4月に策定した「総合緊急対策」を迅速かつ着実に実施するとともに、物価上昇の大半を食料品とエネルギーが占めている足元の物価動向を踏まえ、これらに集中した対策を切れ目なく講じていく。
- 8月15日の総理指示を受け、今回、食料品（輸入小麦の政府売渡価格の据置き、飼料価格の高騰対策、食品ロス削減対策等）、エネルギー（ガソリン等燃料油価格の負担軽減等）、地域の実情に応じた生活者・事業者支援（地方創生臨時交付金）、低所得世帯に対する支援（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）を中心に追加策を取りまとめ。
- 新たな財源措置を伴う追加策については、新型コロナ対策などとあわせて3兆円半ばのコロナ・物価予備費を措置し、迅速に実施。

1. 食料品

（1）輸入小麦の価格抑制

- 次期（10-3月期）の輸入小麦の政府売渡価格は、10月に通常どおりの改定を行った場合は約2割の上昇となる中で、**緊急措置（※）として価格を実質的に据え置き**。（※）通常6か月の価格算定期間を1年間に延長して平準化することとし、その間、次期（10-3月期）の政府売渡価格は直近（4-10月期）の価格を適用。

（2）飼料の価格高騰対策

- 総合緊急対策等により異常補填基金を665億円積み増し、配合飼料価格の上昇に対する補填金を畜産経営者に支援。この対策に加え、**予備費を措置して、コスト削減等に取り組む生産者の飼料コスト上昇分を補填し、10-12月期の実質的な飼料コストを7-9月期と同水準にする**。また、輸入粗飼料等の高騰の影響を受けている**酪農経営**について、**コスト上昇分の一部を補填**。

（3）化学肥料の価格高騰対策

- 7月29日に予備費を788億円措置し、化学肥料2割低減の取組を行う農業者の肥料コスト上昇分の7割を補填する仕組みを創設。今年の秋肥にも対応できるよう、6月に遡って支援。

（4）食品ロス削減の抜本的な強化

- 厳しい納品期限の**商慣習の見直し**や**情報開示の拡充**について、食品企業等の経営層に要請し、**食品ロス削減に向けた取組を強化**。
- それでも発生する賞味期限内食品のフードバンク等への寄付が進むよう、**官民協働でネットワークを構築**し、生活困窮者支援にも貢献。

2. エネルギー

（1）燃料油価格の激変緩和事業

- 1.9兆円の激変緩和事業によって燃料油元売りに補助金を支給し、燃料油の急激な価格上昇を抑制してきたところ、新たに**予備費を措置し**、足元の原油価格の水準を踏まえつつ、**本年末までガソリン価格等の抑制を継続**する。補助上限のあり方については、原油価格の動向を見極めながら引き続き検討する。

（2）業種別の原油価格高騰対策

- タクシー事業者へのLPガス価格高騰の負担軽減支援について、**予備費を措置し、引き続き年内実施**。
- 漁業者に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業を通じ、燃油等価格上昇に対する補填金を交付（4-6月期の補填金単価は48.39円/L）。
- 施設園芸事業者等に対して、燃油価格上昇に対する補填金について、発動基準価格比で最大170%相当までの高騰に対応。

(3) エネルギー供給の安定化

- 原子力発電所について、この冬には再稼働済み10基のうち最大9基の稼働を確保できるよう取り組む。加えて、設置変更許可済みの原発再稼働に向け、国が前面に立って対応する。
- 今冬に向けて、休止中の電源含めた電源の追加公募や稼働加速。不測の事態に備えた追加的な燃料調達を実施。あわせて事業者間のLNG融通枠組の創設、アジアLNGセキュリティ強化策を推進。
- 電力需給ひっ迫と電気料金高騰の両方に対応する枠組みとして、電力会社の節電プログラム登録にポイントを付与。

3. 地域の実情に応じた生活者・事業者支援

(1) 地方創生臨時交付金

- 「原油価格・物価高騰対応分(※)」について7月時点で約6800億円（うち原油価格・物価高騰対応の事業は約6,000億円）の申請。申請された事業について、既に7割以上が着手され、9月中には9割以上が着手見込み。 (※)地方公共団体に通知済の交付限度額は8,000億円
- 地方創生臨時交付金について、予備費を措置しつつ既存予算も活用して6000億円規模の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を新たに創設。電力・ガス・食料品等の価格高騰への対応により重点的に活用されるよう、効果的と考えられる推奨事業メニュー（物価高騰に伴う生活者支援・中小企業・医療機関等支援）を地方自治体に提示。

4. 低所得世帯に対する電力・ガス・食料品等の価格高騰を踏まえた支援

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

- 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、予備費を措置し、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を新たに創設し、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

5. 価格転嫁対策・賃上げ支援

(1) 価格転嫁対策の強化

- 9月の価格交渉促進月間に際して、全国約1,600の業界団体に周知文書を送付するとともに、総理及び経済産業大臣のメッセージを公表。9月下旬からは下請事業者15万社に対して価格交渉や価格転嫁の状況に関するフォローアップ調査を実施（下請Gメンによるヒアリングを含む）し、その結果に基づき、親事業者の代表者に指導・助言を行うことで、トップから現場までの意識を変え、価格交渉と価格転嫁の取引慣行を根づかせていく。
- 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する約10万件の緊急調査を実施し、年内目途に取りまとめるとともに、下請法上の立入調査の対象を重点化する等、法執行を強化。さらに、事業者団体に法遵守状況の自主点検を行うよう要請し、事業者の自主的な改善につなげる。

(2) 最低賃金引上げを踏まえた事業者支援の強化

- 過去最大の最低賃金引上げ等を踏まえ、事業場内で最も低い賃金を引き上げる事業者を支援する「業務改善助成金」を拡充するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援する「事業再構築補助金（最低賃金枠）」の補助要件を緩和。